認可外保育施設を利用する方への給付金額について R5.10更新

施設等利用給付額

3歳児から5歳児及び非課税世帯の0歳児から2歳児は、施設利用開始前に認定を受けておく必要があります。

《令和5年9月まで》

<u> </u>					
	クラス年齢	多子区分※1	2号•3号認定者 無償化給付額 (a)	上乗せ給付額 (b)	施設等利用給付上限額 ※2、3 左記(a)+(b)
	課税世帯	第1子	_	40,000	40,000
		第2子	-	54,000	54,000
0~2歳		第3子以降	ı	67,000	67,000
0, 52成	非課税世帯	第1子 第2子 第3子以降	42,000	25,000	67,000
	3~5歳	第1子 第2子 第3子以降	37,000	20,000	57,000

《令和5年10月から》※東京都の制度改正に合わせて変更予定

《は他の十十つ730 ン》が未が即の前及以上に自分とて交叉がた					
	クラス年齢	多子区分※1	2号·3号認定者 無償化給付額	上乗せ給付額 (b)	施設等利用給付上限額 ※2、3
			(a)	(6)	左記(a)+(b)
	課税世帯	第1子	-	40,000	40,000
O~2歳		第2子以降	-	67,000	67,000
〇, ○∠成	非課税世帯	第1子第2子以降	42,000	25,000	67,000
	3~5歳	第1子第2子以降	37,000	20,000	57,000

- ※1 多子区分の算定基準は、世帯の子の最年長者から数える。
- ※2 月額上限給付単価
- ※3 実際に支払う保育料と給付額を比較していずれか低い額が上限額となります。

上乗せ給付の要件

- (1) 各月の初日に市内に住民登録があり、在住している子ども
- (2) 保護者の労働又は疾病等の理由によりその児童の保育を必要としており、次のいずれかの施設を利用する。
 - ① 認証保育所・・・毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。
 - ② 市内家庭福祉員
 - ③ 上記のほか、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。
 - ※指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設は、市へお問い合わせいただくか、東京都のホームページに掲載されている認可外保育施設一覧をご確認ください。

|請 求 方 法

次の書類を提出いただく必要があります。(様式は保育課窓口で配布するほか、ホームページに掲載)

- (1) 施設等利用費請求書
- (2) 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(各利用施設に発行を依頼をしてください。)

交付時期(予定)

利用月	請求書提出期間	支払時期
4月~9月	9月中旬~10月中旬	11月頃
10月~3月	3月中旬~4月中旬	5月頃

- ※1 無償化給付の請求期限は、施設利用の保育料が決定する翌月から2年となります。
- ※2 上乗せ給付の請求期限は、上記請求書提出期間となります。